

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

本日「8月1日」からは、新しい被保険者証をお使いください

古い被保険者証は
ピンク色です。

旧

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年7月31日	
被保険者番号	12345678
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	年〇〇月〇〇日
発効期日	年〇〇月〇〇日
交付年月日	年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 印

有効期限:平成25年7月31日

旧
みほん

古い被保険者証は、
ただちに市町村担当窓口にご返却ください。

新

新しい被保険者証は
オレンジ色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年7月31日	
被保険者番号	12345678
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	広域 太郎
生年月日	年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	年〇〇月〇〇日
発効期日	年〇〇月〇〇日
交付年月日	年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 印

有効期限:平成26年7月31日

新
みほん



一部負担金の割合が変更になった方は、特にご注意ください!

一部負担金の割合が変更になったにも関わらず古い被保険者証で医療機関を受診した場合、差額の支払いを求める場合がありますので、必ず新しい被保険者証をお使いいただき、古い被保険者証はただちに市町村窓口にご返却ください。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

健康診査を受けましょう

健康診査は、自分の健康状態を確認し、病気の早期発見や重症化予防のための大切な機会です。実施日時や場所などの詳細については、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

ご存知ですか
「ジェネリック医薬品」

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは
新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ効果・効能を持つ医薬品の事です。
一般的に新薬より安価で、皆さまの窓口負担の軽減や、医療費の抑制につながります。
ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)